

## ヴェネツィアの「ゲットー」再考

— A・ベッケル＝ホー『ヴェネツィア、最初のゲットー<sup>1</sup>』に寄せて—

藤内 哲也

### はじめに

門や壁で閉鎖された強制的なユダヤ人居住区を指す「ゲットー ghetto<sup>2</sup>」——その語源については、離婚や別離を示すヘブライ語の get をはじめ、イディッシュ語やラテン語、ギリシア語など、いくつかの仮説が提示されてきた。しかしながら現在では、ヴェネツィアのユダヤ人居住区が創設された小島の名称に由来するという説が、ほぼ定着している<sup>3</sup>。このヴェネツィアのユダヤ人居住区は、まず1516年に運河で囲まれた「ゲットー・ヌオーヴォ（新ゲットー）Ghetto nuovo」に設置され、その後1541年には橋で結ばれた対岸の「ゲットー・ヴェッキオ（旧ゲットー）Ghetto vecchio」地区に拡大されたが、ユダヤ人居住区としての成立の順序と地名の新旧が逆転していることから、「ゲットー」はもともとユダヤ人とは無関係な地名として、ユダヤ人の来住以前から存在していたと考えられるからである。その後「ゲットー」は、次第に地名からユダヤ人居住区自体を指す用語へと転化し、1555年のローマを端緒として、同様のユダヤ人居住区の呼称として普及していった<sup>4</sup>。

では、この地名としての「ゲットー」の語源はなにか。本稿第1章で確認するように、創設時の史料では「ゲットー」は geto と表記されているが、この単語はイタリア語の「鑄造する

---

1 アリス・ベッケル＝ホー（木下誠訳）『ヴェネツィア、最初のゲットー』水声社、2016年。原著は Alice Becker-Ho, *Le premier ghetto ou l'exemplarité vénitienne*, Paris, 2014.

2 単語のかたちと意味を区分して表記することは難しいが、本稿ではひとまず、ユダヤ人居住区を示す一般名詞として使用する場合にはカギカッコで括らず、単語として取り上げる場合には「ゲットー」と表記する。

3 たとえば、'Ghetto,' *Encyclopedia Judaica* 2<sup>nd</sup> ed., vol.7, Detroit, New York, San Francisco, New Haven, Conn., Waterville, Maine and London, 2007, pp.574-78; 'Jewish Quarter,' *ibid.*, vol.11, pp.310-13を参照。

4 ユダヤ人居住区を示す用語としての「ゲットー」の普及については、さしあたり Benjamin Ravid, 'The Religious, Economic and Social Background of the Establishment of the *Ghetti* in Venice,' *Gli ebrei e Venezia: secoli XVI-XVIII*, a cura di Gaetano Cozzi, Milano, 1987, pp.218-219（以下、'Background'）; *id.*, 'From Geographical Realia to Historiographical Symbol: The Odyssey of the Word Ghetto,' David B. Ruderman, (ed.), *Essential Papers on Jewish Culture in Renaissance and Baroque Italy*, New York and London, 1992を参照。なお、ベッケル＝ホーはこのラヴィドの業績に言及する際、著者をラダーマンとしているが、ラダーマンは論文集の編者であり、著者はラヴィドである。ベッケル＝ホー、前掲書、146-48頁、第六章原註(3)-(12)。

gettare」という動詞から派生した「鑄造所 geto / getto」を示すと説明されてきた<sup>5</sup>。しかしながら、これに真っ向から反論するのが、フランスの作家、隠語学者である A・ベッケル＝ホーである。ベッケル＝ホーは、著書『ヴェネツィア、最初のゲッター』において、ヴェネツィアのような国際商業都市で、ユダヤ人をはじめとする外来商人が果たした役割を高く評価するとともに、アラビア語で隊商宿を意味する「アル＝fondock al-fonduq / アル＝fondok al-fondok」から派生した「フォンダコ fondaco / フォンテゴ fontego」の指小語である「フォンテゲッター fonteghetto」の後半部分こそが「ゲッター」の語源であるとする<sup>6</sup>。言語学的な法則性からみれば、geto が ghetto に変化することはありえず<sup>7</sup>、機能的な類似性から考えても、「ゲッター」は重要な外国商人に与えられたヴェネツィアのドイツ人商館 ファンダコ・デイ・テデスキ Fondaco dei tedeschi やトルコ人商館 ファンダコ・デイ・トゥルキ Fondaco dei turchi の「商館」と同じく、「外国人の共同体に住居として割り当てられた移譲地<sup>8</sup>」であり、「倉庫」や「宿舎」を意味する「フォンテゲッター」であるとして、ベッケル＝ホーは定説を完全に否定するのである<sup>9</sup>。

このように、ゲッターの語源を「フォンテゲッター」と解釈するベッケル＝ホーの新説は、低落傾向にあった近世ヴェネツィアの地中海商業におけるユダヤ商人の重要性を考えると、なかなか魅力的である。しかし、そもそも1516年にゲッターへの隔離の対象となったユダヤ人は、アシュケナジムやイタリア系の金融業者や古物商、医師などが中心であり、イベリア半島に出自を持つセファルディムやレヴァント系商人とは違って、彼らは国際商業には従事していなかった<sup>10</sup>ことはひとまず措くとしても、ベッケル＝ホーは「ゲッター」が「フォンテゲッター」

---

5 前註の B・ラヴィドをはじめ、多くの研究者がこの「鑄造所」説を主張、または受容している。ラヴィドについては、Benjamin Ravid, 'The Venetian Government and the Jews,' Robert C. Davis and Benjamin Ravid, (eds.), *The Jews of Early Modern Venice*, Baltimore and London, 2001, pp.9-10も参照。また、本稿第1章で取り上げている文献として、Cecil Roth, *History of the Jews in Venice*, New York, 1975 (first published in 1930), p.49; Brian Pullan, *Rich and Poor in Renaissance Venice: The Social Institutions of a Catholic State, to 1620*, Oxford, 1971, p.487; Donatella Calabi, *Venezia e il Ghetto: Cinquecento anni del <recinto degli ebrei>*, Torino, 2016, p.23; ドナテッラ・カラービ (福井憲彦・福井憲太訳) 「ユダヤ人の都市—ヴェネツィアのゲッターをめぐる考察—」 福井憲彦・陣内秀信編 『都市の破壊と再生 場の遺伝子を解読する』 相模書房、2000年、163頁なども参照。

6 ベッケル＝ホー、前掲書、162頁。

7 同、152-53頁。

8 同、162頁。

9 同、157-62頁。ベッケル＝ホーは「ゲッター」がヴェネツィアのユダヤ人居住区に由来することは認めているが、その語源の「フォンテゲッター」が「ユダヤ人のフォンテゲッター」を示すとすれば、このような名称が成立するのはユダヤ人の集住以後であると考えられることから、厳密に言えばベッケル＝ホーは地名説自体を否定していると理解できる。

10 拙稿「16世紀ヴェネツィアにおけるゲッターの創設」『鹿大史学』58、2011年、59-63頁 (以下、「ゲッターの創設」と略記)、同「「ゲッターの時代」のユダヤ人」拙編著『はじめて学ぶイタリアの歴史と文化』ミネルヴァ書房、2016年、323-26頁 (以下、「ゲッターの時代」)。したがって、「商館」や「倉庫」「宿舎」を意味する「フォンテゲッター」が、国際商業に従事するセファルディム商人のものであるとすれば、ユダヤ人居住区の創設時点でこの用語が成立することには疑問の余地がある。

のかたちや意味で使用されている具体的な史料や事例をほとんど提示していないことから、いつ、どのようにしてこの用語が成立したのか判然とせず、その妥当性については疑問が残る。さらに、ベッケル=ホーは「ゲッター」にあったとされる鑄造所の存在を否定しているが<sup>11</sup>、geto から ghetto への語形変化の可能性を否定することと鑄造所の実在性を否定することとは、必ずしも両立しないように思われる。というのも、もし鑄造所が実在しないのならば、geto もまた鑄造所とは無縁の単語となり、geto = ghetto と理解できるのに対して、geto から ghetto への語形変化があり得ないのならば、これら二つの単語は別の言葉ということになり、geto が鑄造所に由来し、ghetto が「フォンテゲッター」に由来すると解釈することも可能となるからである。

いずれにせよ重要なことは、geto や ghetto という単語がどのように使用され、また「ゲッター」の語源とされる鑄造所についてどのような記述が残されているのか、史料に立ち戻って検討することであろう。言語学的な観点からベッケル=ホーの主張の是非を判断する能力や資格は筆者にはないが、先行研究にしたがって無批判に「鑄造所」説を受け入れてきたことを反省し<sup>12</sup>、ここであらためて「ゲッター」をめぐる史料を確認しておきたい。

ベッケル=ホーの著作に対するもう一つの疑問は、「ゲッター」の語源に関する議論がユダヤ人居住区の性格をめぐる解釈の転換へと発展している点である。ベッケル=ホーによれば、ヘブライ語の「別離」やヴェネツィア語の「鑄造所」に「ゲッター」の語源を求める従来の説明は、いずれも「否定的な含意を持つ」「閉じ込めの制度」としてのゲッターというステレオタイプに依拠しており、「現実をこの考えに一致」させるために「でっちあげ」られたものであるという<sup>13</sup>。こうした見解は、訳者の木下誠氏による「訳者解題」においてさらに明確となり、「ゲッター」の語源を「鑄造所」や「隔離」などとするか、あるいは「倉庫」や「宿舎」と見るかは、「ゲッターを否定的なものとして捉えるのか、肯定的なものとしてとらえるのか」という二つの世界観の戦いを反映するとされる<sup>14</sup>。そして、「フォンテゲッター」を語源として認めることは、原著のタイトルに端的に示されるように<sup>15</sup>、ヴェネツィアのゲッターを「ユダヤ人の

11 ベッケル=ホー、前掲書、149-53、160-61頁。

12 木下誠「訳者改題」、ベッケル=ホー、前掲書、231-34頁、拙稿「ヴェネツィアにおける外来者とマイノリティ——都市社会のなかのボーダー——」竹内勝徳・藤内哲也・西村明編『クロスボーダーの地域学』南方新社、2011年（以下、「外来者とマイノリティ」）43頁、同「ゲッターの創設」55頁、同「ゲッターの時代」328頁。

13 ベッケル=ホー、前掲書、10頁。

14 木下「訳者改題」234頁。

15 本稿註1に挙げたように、原著のタイトルは『最初のゲッター、あるいはヴェネツィアの模範性 *Le premier ghetto ou l'exemplarité vénitienne*』である。

『安全と保護』の『模範例』』として理解することになるというのである<sup>16</sup>。

ベッケル＝ホーと木下氏のこうした主張には、たしかに首肯しうる点もある。筆者も旧稿において、ヴェネツィアのゲッターはユダヤ人の経済力を利用したい政府とその追放を主張する聖職者や保守派の市民との妥協の産物として成立し、強制性と特権性という両義性を帯びていることを指摘した<sup>17</sup>。反ユダヤ主義的な性格をもつゲッターは、結果としてユダヤ人の長期にわたる定住と独自の信仰や文化の保護に貢献したことから、キリスト教徒との「共生」や「共存」のひとつのかたちとして捉える考え方が受容されつつある<sup>18</sup>。しかしながら、事物の名称や語源とその性質や機能が関連する場合は理解できるものの、「ゲッター」の起源と性格を直結させるベッケル＝ホーの主張をそのまま受容することは難しい。たしかにベッケル＝ホーも、ゲッターをめぐる具体的な施策や、それによって規定されるゲッターでの生活の様子などについて論じているが、先行研究の成果については直接引用を多用し、それをパッチワークのように織りあげながら自説を展開するために<sup>19</sup>、議論が拡散して焦点がぼやけてしまい、いささか説得力を欠く印象がある。

したがって、「ゲッター」の語源をめぐるベッケル＝ホーの刺激的な新説を受けて、まず必要なことは、16世紀前半のゲッターやユダヤ人をめぐる史料や先行研究を再検討して、「ゲッター」の語形変化や鑄造所の実在性について検証するとともに、ユダヤ人に対する強制や義務、あるいは保護や特権について考察することであろう。そうした作業を通じて、ヴェネツィアの「ゲッター」について再考することが、本稿の目的である。

## 1. 史料のなかの「ゲッター」と鑄造所

イタリア半島で最初のユダヤ人居住区がヴェネツィアに創設されたのは、1516年3月であった<sup>20</sup>。ユダヤ人を「ゲッター」に集住させるという貴族 Z・ドルフィン の3月26日の提案を受けて、同29日に元老院で可決されたゲッター設置法案によれば、

〔すべてのユダヤ人たちは：引用者註。以下同じ〕…すみやかにサン・イエロニモ教会に

16 木下「訳者改題」224-34頁。なお、「ゲッター」が「鑄造所」に由来する地名としてユダヤ人居住区の創設以前に成立していたと考える場合、それはユダヤ人に無関係な名称として「隔離」や「保護」といった意味を含まないと考えられることから、「鑄造所」説はこうした二者択一的な解釈にはなじまないのではないだろうか。

17 拙稿「外来者とマイノリティ」、同「ゲッターの創設」、同「近世ヴェネツィアにおけるゲッターの拡大」『鹿大史学』59、2012年（以下、「ゲッターの拡大」、同「ゲッターの時代」）。

18 たとえば、M・G・ムッザレリ（藤崎衛訳）「ポローニャのゲッター」『クリオ』27、2013年を参照。

19 これがベッケル＝ホー独自の叙述スタイルらしい。ベッケル＝ホー、前掲書、12頁、木下「訳者改題」217-18頁。

20 ゲッター設置をめぐる事情については、拙稿「ゲッターの創設」、同「ゲッターの時代」323-26頁を参照。

近いゲットー geto の広場を囲む住居に行き、ともに居住しなければならない<sup>21</sup>

として、ユダヤ人が「ゲットー geto」に集住することが定められた。この「ゲットー」への移住強制について、貴族 M・サヌートは、

〔Z・ドルフィンは〕 こうして、彼ら〔ユダヤ人たち〕がすべてそこに居住すべく、ゲットー・ヌオーヴォ Geto nuovo に移送されなければならないという意見であった。そこは城塞のようであり、はね橋が付けられ、壁で囲まれていた<sup>22</sup> (1516年3月26日)

この地に住むすべてのユダヤ人は、ゲットー・ヌオーヴォ Geto nuovo に行き、そこに居住しなければならない<sup>23</sup> (1516年3月29日)

ユダヤ人はすべて、このわれわれの都市のさまざまな街区に住んでいたが、ゲットー Getto に赴き、そこでともに居住しなければならなかった<sup>24</sup> (1516年7月29日)

などと『日記』に記している。こうした記述から、1516年3月に最初のユダヤ人居住区が設定された「ゲットー geto / Getto」は、「ゲットー・ヌオーヴォ（新ゲットー） Geto nuovo」とも呼ばれ、地名としてすでに成立していたことが確認できる。

一方、セファルディム商人からの要望に応じてユダヤ人居住区が拡大された1541年には<sup>25</sup>、6月2日の元老院令によって、

---

21 ‘[tutj li zudei] ... debino andar immediate ad habitar unidj in la corte de case che sono in geto apresso san hieronymo,’ Archivio di Stato di Venezia, *Senato Terra*, reg.19, cc.95r-96r; Ravid, ‘Background,’ pp.248-50. ベッケル＝ホーはこの史料をカリマーニの著書から引用している。ベッケル＝ホー、前掲書、116-17頁、第四章原註(140)、(141)。ただし、カリマーニは「鑄造所」説を採用している。またカリマーニは「ゲットー」の表記を geto から Ghetto に改め、ベッケル＝ホーもそれに従っているが、こうした点についてベッケル＝ホーはとくに説明していない。Riccardo Calimani, *Storia del Ghetto di Venezia*, nuova edizione, Milano, 2000 p.43; id., *The Ghetto of Venice*, trans. by Katherine S. Wolfthal, Milano, 2005 pp.32-33. なお、ベッケル＝ホーが参照しているのはフランス語版であり、筆者はイタリア語版と英語版である（フランス語版は未見）。

22 ‘... , però è di opinion di mandarli [li zudei] tutti a star in Geto nuovo, ch’ è come un castello, e far ponti levadori et serar di muro,’ Marin Sanuto, *I Diarii di Marino Sanuto* voll.22, Venezia, 1887, ristampa, Bologna, 1969, col.72. また、*Venice città Excelentissima: Selections from the Renaissance Diaries of Marin Sanudo*, Patricia H. Labalme and Laura S. White (eds.), trans. by Linda L. Carroll, Baltimore, 2008, p.338も参照。

23 ‘tutti li zudei abitanti in questa terra debano andar ad abitar in Geto nuovo,’ Sanuto, *op.cit.*, col.83.

24 ‘tutti li hebrei, abitanti in diverse contrade di questa nostra città, dovesseno andar ad abitar uniti nel Getto,’ *ibid.*, col.390.

25 ゲットー拡大をめぐる事情については、拙稿「ゲットーの拡大」、同「ゲットーの時代」326-28頁を参照。

ここ〔ゲッター・ヌオーヴォ〕の狭隘さゆえに、彼ら〔レヴァント系ユダヤ商人<sup>26</sup>〕が居住することができないのならば、〔元老院の執行部であるコッレージョ Collegio によって指定された機関は〕彼らをゲッター・ヴェッキオ ghetto vecchio に居住させる権限を有する<sup>27</sup>

と定められ、新たなユダヤ人居住区として「ゲッター・ヴェッキオ（旧ゲッター）ghetto vecchio」地区を指定していることが読み取れる。

ここで興味深いのは、この1541年の元老院令では、「ゲッター」は ghetto と表記されており、1516年の設置令やサヌートの日記に登場する geto や getto と綴りが異なることである。とはいえ、この「ゲッター・ヴェッキオ」という表現は、サヌートの『日記』にもあるように、1516年にユダヤ人居住区が置かれた「ゲッター・ヌオーヴォ」に対応していると考えるのが自然であろう。「はじめに」でも述べたように、ユダヤ人居住区としての成立順と「ゲッター」の新旧が逆転していることが、「ゲッター」がヴェネツィアのユダヤ人居住区に由来すると考える際の重要な根拠となっており、ユダヤ人居住区設置以前に「ゲッター」がユダヤ人とは無関係な地名としてすでに成立していたと考えられるのである。

ghetto という表記自体も、1541年に初めて登場するわけではない。サヌートの『日記』をたどると、1519年2月から3月にかけて、ヴェネツィア貴族の間で展開されたユダヤ人金融業者の追放とそれに代わる公営質屋 モンテ・ディ・ピエタ Monte di Pietà の設置をめぐる議論にたびたび言及されている<sup>28</sup>。その際、ゲッターの存続を主張する貴族の発言内容として「ユダヤ人はゲッターに留まり」というほぼ同じ表現が繰り返されているが<sup>29</sup>、ここでは getto のみならず ghetto や gheto と表記されている事例が確認できるのである<sup>30</sup>。したがって、これらの史料に見出される geto / getto と gheto / ghetto は、異なる語源や意味を持つ語を書き分けているのではなく、

26 レヴァント系ユダヤ人はオスマン領から到来したユダヤ人を指すが、その大半はイベリア半島に出自を持ち、15世紀末以降にオスマン領に移住したセファルディムであった。ヴェネツィアを含むイタリア諸都市に定着したセファルディムやレヴァント系については、拙稿「ゲッターの拡大」44-48頁、同「ゲッターの時代」322-23頁を参照。

27 'et non li potendo allozar per la strettezza di quello habbiano auctorità di allozarli in ghetto vecchio,' ASV, *Senato Mar*, reg.26, cc.45v-46; Ravid, 'Background,' p.251.

28 ユダヤ人金融と公営質屋をめぐる論争については、拙稿「ヴェネツィア貴族と「議論」——16世紀におけるゲッターとユダヤ人をめぐる事例から——」『関学西洋史論集』33、2010年（以下、「貴族と「議論」」）を参照。

29 'star (stagi / stagino) in Getto (Ghetto / Gheto)' Sanuto, *op.cit.*, voll.28, col.62, 250, 321など。

30 ghetto の表記がみられるのは、*ibid.*, col.250, 321などである。とくに col.321では、同じ段に Getto, Ghetto, Gheto の表記が混在しており、これらがすべてユダヤ人居住区としての「ゲッター」を示すことは疑う余地がないだろう。

単なる表記の異同にすぎず、すべて「ゲッター」を指していると判断すべきであろう<sup>31</sup>。

では、次に「ゲッター」の語源とされる「鑄造所」の存在について探ってみよう。

ヴェネツィアのゲッターとユダヤ人について多くの論考を物しているB・ラヴィドによれば、1604年に刊行されたF・サンソヴィーノの『高貴ならぶものなき都市ヴェネツィア』第2版<sup>32</sup>では、「ゲッター」の由来について、「かつてそこで大砲が鑄造されていたため<sup>33</sup>」と説明されているという<sup>34</sup>。これは、同書の初版（1581年刊行）や第3版（1663年刊行）には見当たらないことから<sup>35</sup>、第2版の編者G・ストリンガの加筆部分と考えられるが、ここから17世紀初頭には「ゲッター」の語源を「鑄造所」とする理解がすでに存在していたことがわかる。

こうした見解は現代の研究者にも継承され、近年も新たな知見が蓄積されている。その結果、14世紀から15世紀初頭にかけて、ヴェネツィア政府による公営の「銅の鑄造所 *geto de rame del nostro Comun / fondaria pubblica del rame*<sup>36</sup>」が存在し、「鑄造所長官 *Signori del Ghetto*」の監督のもとで大砲製造用の銅が生産され、その製品にはヴェネツィアの守護聖人である聖マルコの刻印がなされていたことなどが明らかにされた<sup>37</sup>。ここでは鑄造所が *fondaria* と並んで *geto* とも表記されていることに注意しておきたい。さらにR・セグレは、銅の鑄造所について言及している13世紀末の大評議会令<sup>38</sup>を挙げ、現在のところこれがゲッター・ヴェッキオにあったとされる鑄造所の初出史料だとする<sup>39</sup>。また、ヴェネツィアの経済活動の中心地であるリアルトには、14世紀半ばに「金の鑄造所 *fuxina camera gheti auri*」が存在したが<sup>40</sup>、ここでも「鑄造所」を意味する単語として *gheti* が用いられている。

このように、近年の研究では、断片的ながらも鑄造所に言及している史料が紹介され、そこ

31 なお、サヌートの『日記』では、ブレッシェ近郊の地名「ゲーディ *Ghedi*」も *Gedi* と綴られている。これは「ゲッター」と同形の表記の異同であり、少なくともサヌートは「ゲッター」や「ゲーディ」の表記における「h」の有無には拘泥していなかったと考えられよう。「ゲーディ *Gedi*」については、*ibid.*, voll.22, col.54, 178, 206, 208などを参照。

32 Francesco Sansovino, *Venezia Città nobilissima et singolare*, a cura di G. Stringa, Venezia, 1604. 筆者未見。

33 'penché anticamente vi si gettava l'artiglierie,' Ravid, 'Background,' p.256, n.11.

34 *ibid.*, p.218.

35 Francesco Sansovino, *Venezia Città nobilissima et singolare*, Venezia, 1581, ristampa, Bergamo, 2002, pp.136-37; *id.*, *Venezia Città nobilissima et singolare con le aggiunte di Giustiniano Martinioni*, 1663, ristampa, Venezia, 1968, p.368.

36 Ennio Concina, 'Parva Jerusalem,' Donatella Calabi, Ugo Camerino e Ennio Concina, *La città dei ebrei. Il ghetto di Venezia: architettura e urbanistica*, Venezia, 1991, p.10.

37 *ibid.*, pp.10-12. また、Joanne M. Ferraro, *Venice: History of the Floating City*, Cambridge, New York, Melbourne, Madrid, Cape Town, Singapore, San Paulo, Delhi and Mexico City, 2012, p.27も参照。このような鑄造所の活動は、ヴェネツィアの国営造船所アルゼネナに関係していたと考えられ、また15世紀前半における本土領拡大のための戦争に備えて、臼砲が製造されていた。Concina, *op.cit.*, pp.11-12.

38 *Deliberazioni del Maggior Consiglio di Venezia*, voll.3, a cura di Roberto Cessi, Bologna, 1934, p.387.

39 Renata Segre, 'Prima del Ghetto,' *Venezia, gli ebrei e l'Europa 1516-2016*, Venezia, 2016, pp.82, 88 n.2.

40 *ibid.*, p.88 n.2.

では *fondaria* (*fonderia*) や *geto* や *gheti* と記述されていることがわかる。これらの語は、先にみた16世紀初頭のゲットー設置令やサヌートの日記における *geto* / *getto*、*gheto* / *ghetto* と同一であり、しかも *geto* や *gheti* が単なる表記の異同にすぎないことはすでに指摘したとおりである。したがって、「ゲットー」がかつてそこに存在した鑄造所に由来する地名であると解釈することには、十分な妥当性があるといえよう。

一方、ベッケル＝ホーが「フォンテゲットー」の実例として紹介しているのは、1915年に刊行された G・タッシーニの著書で、ゲットーを含むサン・ジェレミア教区にあったとされる「フォンテゲットー（小路）*Fonteghetto (Calle del)*<sup>41</sup>」について紹介した記事である。この小路は、サン・マルコ大兄弟会が所有していた小麦の「フォンテゲットー」、すなわち「小さな倉庫 フォンダコ *piccolo fondaco*」に由来するとされるが<sup>42</sup>、この建物の建設時期やユダヤ人との関連性については不明であり、現時点では筆者は地図上でその場所を確認できていない。また、タッシーニによる「ゲットー・ヴェッキオ」の説明をみると、「ゲットーは…公営鑄造所の所在地であり、そこでは大砲が鑄造され」ていたとあることから<sup>43</sup>、タッシーニも「フォンテゲットー」説ではなく「鑄造所」説を採用していることは明らかである。

このように、ヴェネツィアのユダヤ人居住区の設置や拡大をめぐるいくつかの史料と近年の研究成果を再検討した結果、*geto* / *getto*、*gheto* / *ghetto* といった表記上の差異にもかかわらず、これらはすべて「鑄造所」に由来する地名としての「ゲットー」を示すと結論づけることができるだろう。

## 2 ユダヤ人居住区の強制性と特権性

洋の東西を問わず、国際商業の拠点として繁栄する都市に共通して見られるのは、異教徒を含め広範囲から到来する外来商人と、彼らが運んでくる異国の珍しい商品であろう。こうした商人には、税の減免や商館、倉庫、居住区の付与といった特権が認められ、信仰の自由や通行の安全が保障される場合も少なくなかった。ベッケル＝ホーが重視するのもこうした都市の特徴であり、その著作のなかではコンスタンティノープルやアレクサンドリアの国際性について論じられるとともに、そうした国際商業都市としてのヴェネツィア、あるいは外来商人として

41 Giuseppe Tassinari, *Curiosità veneziane*, Venezia, 1915, p.246.

42 *ibid.*

43 “il *getto*, o il *ghetto*, ... era la sede delle pubbliche fonderie, ove si gettavano le bombarde” *ibid.*, p.286. この記述からは、タッシーニも *getto* と *ghetto* は同じ単語の表記の異同にすぎないと認識していることがわかる。ただし、ベッケル＝ホーはこうした点には触れていない。



のユダヤ商人やヴェネツィア商人の活動が紹介されている<sup>44</sup>。

ヴェネツィアの国際商業とユダヤ人や「ゲッター」との関係において鍵となるのは、イベリア半島に出自を持つセファルディム商人である。15世紀末以降、イベリア半島から追放されたセファルディムや、異端審問を通じた隠れユダヤ教徒の摘発から逃れるために亡命を余儀なくされたコンベルソ（改宗ユダヤ人＝新キリスト教徒）は、ヨーロッパ・地中海世界に広がる親族関係や商業ネットワークを利用して活発な経済活動を展開したことから、オスマン帝国やイタリア諸都市によって歓迎され、来訪者や定住者には種々の特権が与えられた。たとえば、アドリア海に面したイタリア中部の都市アンコーナは、セファルディム商人を含む「オスマンの臣民」に対して関税特権や安全通行権を認めていたが、1532年にローマ教皇領となってからも、こうした「オスマンの臣民」の特権を維持するとともに、ユダヤ人の身分標識の着用を免除し、シナゴグの保有を容認した<sup>45</sup>。また、港湾機能が低下したピサに代わり、新たな貿易港として整備されたトスカーナ大公国のリヴォルノでは、ユダヤ人を含む外国人商人に対して事実上の免税特権が与えられ、1590年代前半に公布された一連のリヴォルノ憲章によって、経済活動の自由や免税のみならず、ユダヤ人に対する信仰の自由も認められている<sup>46</sup>。さらに、フェッラーラ公エルコレ2世も、キリスト教徒かユダヤ人かを問わず、1538年にイベリア半島出身の商人の領内居住と商業活動の展開を許可した結果、1597年に教皇領に編入されるまで、フェッラーラには2000人程度のユダヤ人が居住することとなった<sup>47</sup>。

セファルディム商人に対するこうした優遇策とは対照的に、すでに長期にわたって定着していたイタリア系ユダヤ人やアシュケナジムの金融業者や古物商に対するイタリア諸都市の態度は冷淡であった。ヴェネツィアを嚆矢とする強制的なユダヤ人居住区は、そうした抑圧政策を象徴する空間的な装置としてとらえることができる。対抗宗教改革の過程で異宗派や異教徒への態度を硬化させたローマ教皇庁は、ヴェネツィアのユダヤ人居住区を模倣し、1555年にロー

---

44 ベッケル＝ホー、前掲書、第2章－第4章。ヴェネツィアの外来者については、齊藤寛海「ヴェネツィアの外来者」歴史学研究会編『港町の世界史② 港町のトポグラフィ』青木書店、2006年、拙稿「外来者とマイノリティ」も参照。

45 拙稿「ゲッターの拡大」45-46頁、同「ゲッターの時代」322-23頁。なお、本章の内容は旧稿と重複する部分が多いため、その場合には原則として拙稿のみを出典に挙げることにする。

46 拙稿「ゲッターの拡大」46頁、同「ゲッターの時代」323頁。リヴォルノの移民政策やユダヤ人については、Stephanie Nadalo, 'Populating a "Nest of Pirates, Murderers, etc.": Tuscan Immigration Policy and *Ragion di Stato* in the Free Port of Livorno,' Timothy G. Fehler, Greta G. Krockner, Charles H. Parker and Jonathan Ray, (eds.), *Religious Diaspora in Early Modern Europe: Strategies of Exile*, London and Brookfield, 2014; Francesca Trivellato, *The Familiarity of Strangers: The Sephardic Diaspora, Livorno, and Cross-cultural Trade in the Early Modern Period*, New Haven, 2009も参照

47 拙稿「近世イタリア諸都市におけるゲッターの立地と景観」『鹿大史学』56、2009年、18-19頁（以下、「立地と景観」）、同「ゲッターの拡大」46頁、同「ゲッターの時代」323頁。

マ、1569年にはボローニャ<sup>48</sup>にゲッターを開設して、イタリア系ユダヤ人とアシュケナジムを隔離するとともに、同様の反ユダヤ主義的な政策の実施をイタリア諸国に迫った。その結果、トスカーナでは1570年にフィレンツェで、また翌71年にはシエナでゲッターが創設され、両都市以外の領域からユダヤ人が追放された<sup>49</sup>。このようにイタリア諸国においては、同じユダヤ人であってもアシュケナジムとセファルディムへの対応は著しく異なっており、ユダヤ人政策の「ダブル・スタンダード」というべき状況が存在していたのである<sup>50</sup>。

それでは、ユダヤ人の利用と排除という相反する主張の妥協の結果として成立したヴェネツィアのユダヤ人居住区には、具体的にどのような措置がとられたのだろうか。

すでに旧稿で論じたように、1516年3月の元老院によるゲッター設置令とそれに続く細則によって、ユダヤ人の居住やゲッターの閉鎖に関する詳細な規定が整備された。最初に居住区が設定されたゲッター・ヌオーヴォは、周囲を運河で囲まれ、出入口となる橋が2か所に架けられていたが、そこには門が設置され、ユダヤ人の負担によってキリスト教徒の守衛が配置されるとともに、夜間は施錠されて閉鎖された。キリスト教徒の診察に出かける医師を除いて、ユダヤ人は夜間の外出が禁止され、違反者には罰金や投獄などの罰則が定められた。また、ユダヤ人の自由な出入りを妨げるために、運河に面した船着場はすべて壁で塞がれ、ボートによる監視も実施された。この経費を担うのもユダヤ人である。さらに、キリスト教徒の住民に代わってユダヤ人が居住することとなったゲッター・ヌオーヴォの賃貸住宅の家賃は3分の1値上げされる一方、家主には値上げ分に対する十分の一税が免除されている<sup>51</sup>。

このように、ゲッターは空間的に閉鎖され、ユダヤ人の隔離が実行されたが、セファルディム商人の要求によって拡大されたゲッター・ヴェッキオ地区の場合はどうだろうか。

ゲッターの成立後、狭い空間のなかでイタリア系やアシュケナジムとの同居を余儀なくされていた「オスマンの臣民」としてのセファルディム商人は、1541年、ヴェネツィア政府に対して独自の居留区を求める請願を行った。商業振興を目的として、元老院でこの請願が可決されると、元老院の執行機関に当たるコッレージョから現地調査と具体案の作成を命じられた商業五人委員会 Cinque Savi alla Mercanzia は、ゲッター・ヴェッキオ地区への拡大を答申した。したがって、1516年の創設時と異なり、セファルディム商人からの要望に基づく1541年のゲッターの拡大は、レヴァント商業の活性化のために彼らを誘致するための「特権」としての性格を有していたといえよう<sup>52</sup>。

48 ムツザレリ、前掲論文。また、拙稿「立地と景観」16-18頁も参照。

49 拙稿「ゲッターの拡大」46-47頁、同「ゲッターの時代」329-30頁。

50 拙稿「ゲッターの拡大」47頁、同「ゲッターの時代」323、328頁

51 拙稿「ゲッターの創設」62頁、同「ゲッターの時代」325-26、331頁。

52 拙稿「ゲッターの拡大」48-49頁、同「ゲッターの時代」326-27頁。ベッケル=ホー、前掲書、131-32頁も参照。

とはいえ、運河で囲まれたゲットー・ヌオーヴォと異なり、新たに居住区に加えられたゲットー・ヴェッキオ地区は、ヴェネツィアでは比較的大きな島の一部であり、必ずしも閉鎖的な空間ではなかったことから、ゲットー・ヴェッキオ地区を壁で囲み、隣接する建物の出入り口を封鎖するとともに、外壁へのバルコニーの設置を禁止すること、またゲットー・ヌオーヴォとゲットー・ヴェッキオとの間にあった門をヴェッキオ地区の反対側の入り口に移設し、そこにユダヤ人の負担で従来通りキリスト教徒の守衛を配置することなどが規定された。ユダヤ人が入居する住宅の家賃の値上げと、その分の十分の一税の免除も1516年の創設時と同様である<sup>53</sup>。すなわち、セファルディム商人に対する「特権」として実現したユダヤ人居住区の拡大に際しても、その閉鎖性やキリスト教徒との空間的、物理的な隔離といった基本的な性格は変わっていないのである<sup>54</sup>。しかもこうした措置は、さらなるセファルディム商人の誘致のために1633年に拡大されたゲットー・ノヴィッシモ Ghetto novissimo でも同様に維持されている<sup>55</sup>。

もちろん、ユダヤ人居住区の創設に対しては、当初からユダヤ人側からの強固な反対や廃案に向けた働きかけがあり、その規制や負担について政府側から一定の譲歩がなされたことも事実である。そもそもユダヤ人居住区の設置については、1515年4月に一度提案されていたが、このときにはユダヤ人の代表者アンセルモ・デル・バンコ Anselmo del Banco（アシェル・メシュラム Asher Meshullum）らの反対もあって、コッレージョで否決されていた<sup>56</sup>。1516年の設置案に対しても同じように、集住にともなう略奪の危険性や、金融業の市内営業を認めた1513年の特許状違反などを理由に反発したユダヤ人指導者たちは、ゲットーへの居住強制はユダヤ人の流出を招くとして政府を揺さぶり、金銭の供与を申し出て法案撤回を図ったものの、居住区の設置を阻止することはできなかった。そこで、ユダヤ人は負担の軽減や規制の緩和を求めて政府と交渉を続けた結果、1516年7月にはキリスト教徒の守衛の減員やゲットー外での金融業の営業時間の延長などが認められ、翌年には居住区内の環境改善のためにゴミ捨て場や排水路の整備が許可された。また1529年には、4000ドゥカートの出と引き換えに、ゲットー周辺の運河での夜間監視が廃止されている<sup>57</sup>。一方、ユダヤ人の信仰の場であるシナゴグの建設は禁止されていたが、建物の一部をシナゴグに転用し、少数で礼拝をおこなうことは黙認されていた。そのため、1520年代末から1530年代初めにかけて複数のアシュケナジムの共同体のシナゴグが開設され、16世紀末にはセファルディム系の共同体も独自のシナゴグ

53 拙稿「ゲットーの拡大」49-50頁、同「ゲットーの時代」327頁。

54 ゲットー・ヴェッキオはセファルディム商人の居住区として設定されたが、1560年にはアシュケナジムの居住も認められている。この措置が現状を追認したものかどうかは不明だが、拡大後のゲットーでは、アシュケナジムとセファルディムの「混住」状況にあった。拙稿「ゲットーの拡大」49-50頁。

55 拙稿「ゲットーの拡大」51-53頁、同「ゲットーの時代」327-28頁。

56 拙稿「ゲットーの創設」60頁、同「ゲットーの時代」324-25頁。ベッケル＝ホー、前掲書、116-17頁も参照。

57 拙稿「ゲットーの創設」64-65頁、同「ゲットーの時代」331頁。

を保有するようになった<sup>58</sup>。

このように、ヴェネツィアのユダヤ人居住区であるゲットーは、1516年の創設時であれ、あるいは1541年や1633年の拡大時であれ、ユダヤ人をキリスト教徒から物理的に隔離するための空間であったことは明らかだろう。もちろん、ユダヤ人に課せられた制約や負担は緩和され、信仰の「自由」が黙認されていることも事実であり、明文化された制約や負担と実際のユダヤ人の日常生活との間には、ある種の「ズレ」が生じていた。たとえば、17世紀前半に活躍したユダヤ知識人でラビでもあったレオン・モデナの自伝によれば、親族や友人の冠婚葬祭への出席や職業上の目的のために、ゲットーを出て自由に他都市に出かけており<sup>59</sup>、またゲットー内部においてもヴェネツィアの貴族や高位聖職者、あるいはフランス王族を含む外国人の貴顕と活発な交流がなされていた<sup>60</sup>。

しかしながら、それでもユダヤ人に対する強制や制約を否定することはできないだろう。そもそも1516年のゲットー設置令の前文には、

しかし、彼ら〔ユダヤ人たち〕が来訪してから都市中に散らばって住み、キリスト教徒と家屋を共有し、昼夜を問わず好きなどころに出かけ、書くのも憚られるような周知の品行や嫌悪すべき忌まわしき振る舞いをなしていることは、神を畏れる我が国の誰も望んでいない。しかもそれらは主なる神への重大な罪となり、またこの秩序ある共和国の悪評となっているのである<sup>61</sup>。

として、ユダヤ人への嫌悪感に満ちた文言がみられ、こうしたユダヤ人を隔離することで、都市の名誉や住民の生活の安寧と、ユダヤ人の手にあるキリスト教徒の財産を守ることがゲットー設置の目的であると明言されている。また先述のように、ユダヤ人も居住区の設置に強く抵抗したことは、これが彼らにとって歓迎すべき事態ではなかったことなよりの証拠だろ

58 拙稿「ゲットーの創設」62頁、同「ゲットーの拡大」50頁、同「ゲットーの時代」332-33頁。

59 拙稿「近世イタリアにおけるユダヤ人の移動とネットワーク」『新しい歴史学のために』281、2012年、43-46頁、同「ゲットーの時代」331頁。

60 拙稿「近世ヴェネツィアのユダヤ知識人とキリスト教徒」『創文』536、2010年、8-9頁、同「ゲットーの時代」335-37頁。ベッケル＝ホー、前掲書、138-40頁も参照。

61 'Tamen non die esser de voler de alcun del stato nostro che desidera viver cum timor de Dio che depoi reduttj, i hano andatj sparcendosi per tuta la terra: stando in case cum Christianj: et vadino zorno et nocte dove li piace: facendo tantj manchomentj et cussi detestandj et abhominevolj: come per tuto è divulgado, che è cossa vergognosa dechiarirli, cum offension gravissima de la Maiesta divina et non vulgar nota de questa ben instituta Republica.' ASV, *Senato Terra*, reg.19, cc.95r-96r; Ravid, 'Background,' pp.248-50; *Venice: A Documentary History 1450-1630*, David Chambers and Brian Pullan, (eds.) Oxford and Cambridge Mass., 1992, p.338-339. 拙稿「ゲットーの創設」61頁（一部改変）。

う。しかも、この居住区の設置によってユダヤ人の都市内での居住や金融業の経営が確実に保証されたわけではない。ヴェネツィア貴族の間ではゲッター設置以降も反ユダヤ主義的な感情がくすぶっており、それが表面化することもあった。たとえば先にも触れたように、1519年秋から翌年にかけて、ユダヤ人金融に対する営業許可の更新をめぐり、コッレージョではユダヤ人の経済的な有用性を考慮して更新を認める立場と、ユダヤ人を追放して公営質屋を設立しようとする立場に分かれて、喧々諤々の議論が繰り広げられた。結果として追放は免れたものの、こうした議論のたびにユダヤ人は臨時課税や負担金の増額、利子率の低減などを課され、金融業への制約や経済的負担はさらに重くなっていくのである<sup>62</sup>。

これらの点を考慮すれば、ユダヤ人居住区としてのゲッターには、ユダヤ人政策の「ダブル・スタンダード」を反映した強制性と特権性、あるいはユダヤ人の日常生活を規制する法規定とそれらをかいくぐる現実の黙認や条件付きの「自由」という相反する側面を指摘することができる。こうした両義性や二面性は、いわばコインの表裏をなす分かちがたい要素であった。

とはいえ、ゲッターの両義性や二面性の評価はなかなか難しい。ベッケル＝ホーも主張するように、こうした性質は必ずしもユダヤ人を囲い込んだゲッターだけに看取されるわけではないからである<sup>63</sup>。たとえば、レヴァント貿易の対価となる銀を供給し、東方の商品を大量に買い付けていたドイツ商人に対しては、13世紀初めに宿泊施設と倉庫、取引所を兼ねる施設として成立していたドイツ人商館ファンダゴ・デイ・テデスキを政府直営とし、1314年にはヴェネツィアを訪れるすべてのドイツ人商人がこの商館に滞在することを義務づけた。15世紀後半には、神聖ローマ帝国や他のドイツ人領主の支配地域のみならず、ポーランドやハンガリー、ボヘミアなど、広くドイツ語圏から到来する商人も商品とともにドイツ人商館に滞在し、違反者には罰金が科せられるとともに、日没後には商館は完全に閉鎖されることが規定されている<sup>64</sup>。

また17世紀には、オスマン帝国から来訪するムスリム商人を収容するためにトルコ人商館ファンダゴ・デイ・トルキが開設されたが、そのモデルとされたのはユダヤ人居住区である<sup>65</sup>。1573年8月、ムスリム商人はゲッターと同様の独自の居住区を要望し、ヴェネツィア政府もムスリム商人の管理とトラブル防止の観点から商館の設置を決定したが、それが実現したのは大運河沿いの旧フェッラーラ

62 拙稿「貴族と「議論」」13-14頁、同「ゲッターの創設」63-64頁。アシュケナジムが営む金融業は小口の貸借に限定され、利子率も低く抑えられていたことから、16世紀末にはアシュケナジムによる維持が困難となり、本土領のアシュケナジムやゲッターで共存するセファルディムの支援が求められた。すなわち、ユダヤ人による金融業経営は、アシュケナジムに認められた特権からゲッターのユダヤ人全体で負うべき義務へと変化したのである。拙稿「ゲッターの時代」333頁。

63 ベッケル＝ホー、前掲書、125-28頁。

64 Ravid, 'Background,' pp.229-30. 齊藤、前掲論文、277頁、拙稿「外来者とマイノリティ」39-40頁も参照。

65 1573年8月、商業の振興を目的として、オスマン商人からユダヤ人のゲッターと同様に独自の居住区を希望する請願がなされた。Ravid, 'Background,' pp.234. これは、ゲッターがユダヤ人に対する「特権」として認識されていたことを示すといえよう。拙稿「外来者とマイノリティ」41頁。

公邸をトルコ人商館に指定した1621年であった。ドイツ人商館と同様、このトルコ人商館もオスマン領から渡来するムスリム商人をすべて収容し、出入り口を制限するとともに、守衛が配置され、夜間は閉鎖された。違反者には身体刑や罰金が科されている<sup>66</sup>。

ドイツ人やムスリム商人の滞在のために設置された「商館 *fondaco*」は、まさにアラビア語の「アル=フォンドック／フォンドク」に由来する単語であり、ベッケル=ホーがゲッターの語源として主張する「フォンテゲッター」と同義である。これらの商館は、ともすればヴェネツィア商業にとって重要な商人に対する特権としての性格が強調されがちだが、トルコ人商館が異教徒であるムスリム商人の管理の場として機能したことが容易に想像されるように、違反者への刑罰をもって外来商人の滞在を強制する管理や統制のための空間でもあった。ゲッターとも通底するこの二面性は、先にも述べたように、いずれもユダヤ人を含めた外来者やマイノリティ集団の統制において分かちがたく結びついた基本的な性質であり、その一方のみを取り上げて強調することは妥当とはいえないだろう。なにより、そうした性格はその語源や語義によって一義的に規定されるのではなく、あくまでその居住区や商館に対する施策やその内部での生活の現実の積み重ねによって形成される複合的、多面的なものである。その点で、ゲッターの「肯定的」な側面のみを取り上げ、「ユダヤ人の『安全と保護』の『模範例』」と評価するベッケル=ホーの主張は受容しがたいと言わざるを得ない。

## おわりに

強制的なユダヤ人居住区を指す名称として、16世紀以降ヴェネツィアから世界中に広がった「ゲッター」の語源と性格をめぐる A・ベッケル=ホーの新たな解釈を受けて、本稿ではあらためて史料上の記述や先行研究の成果を確認し、ヴェネツィアの「ゲッター」についての再検討を試みた。

まず第1章では、16世紀前半のユダヤ人居住区成立時の史料に登場する「ゲッター」の表記について考察した。その結果、史料によって *geto* / *getto* / *gheto* / *ghetto* など綴りに差異がみられるものの、これらはいずれもユダヤ人居住区が設けられた場所としての「ゲッター」を示す同一の単語として理解できること、さらにそこには過去に銅の公営鑄造所が実在するとともに、鑄造所が *geto* や *gheti* とも表記されていたことが明らかとなった。こうした点から、「ゲッター」はかつて存在した「鑄造所」に由来する地名として、ユダヤ人居住区の創設以前に成立していたと考えるのが自然である。ベッケル=ホーは、ヴェネツィアの「商館」と同様に、アラビア語の「アル=フォンドック／フォンドク」から派生した「倉庫」や「宿舎」とし

66 Ravid, 'Background,' pp.234-43. ただし、商館外に居住するものもいたらしい。齊藤、前掲論文、277頁。拙稿「外来者とマイノリティ」39-40頁も参照。

での「フォンテゲッター」が「ゲッター」の語源であるとし、鑄造所の実在性を疑問視する。しかしながら、そうした批判に反して「鑄造所」の存在には一定の史料的な根拠が認められる一方、「フォンテゲッター」と表記されている確かな事例は提示されていないことから、少なくとも現時点では「ゲッター」の語源を「鑄造所」に求める定説のほうが、より説得的であるといえよう。

一方、語源に関する議論から発展して、ベッケル＝ホーはゲッターの「否定的な」側面ではなく「肯定的な」側面を強調する。こうした転換は、「ゲッター」が外来商人に対する「移譲地」であり、「倉庫」「宿舎」を意味する「フォンテゲッター」に由来すると解釈することによってもたらされ、訳者の木下氏の言葉を借りれば、ゲッターの性格理解に関する「二つの世界観の戦いを反映」するものとして、いわば二者択一的に選択されるのである<sup>67</sup>。

たしかに、第2章で論じたように、1541年のゲッターの拡張はセファルディム商人からの要望に応じて実現したことから、彼らに対する特権的な性格を帯びていたこと、またユダヤ人居住区としてのゲッターが、結果としてユダヤ人共同体の形成と独自の信仰や文化の保護をもたらしたことは事実である。しかし、ゲッター創設時における強制的な移住や、壁や門の設置による空間的な閉鎖、さらにはキリスト教徒の守衛による監視などの措置は、ユダヤ人追放を叫ぶ保守派の主張とあいまって、ユダヤ人の「安全」のためというよりも、むしろ「隔離」を目的とした手段であったと考えるべきではないだろうか。しかも、こうした強制性や閉鎖性は、ユダヤ人に課せられた経済的な負担や金融業の義務化などとともに、セファルディム商人の定着を促すためにゲッターが拡大されて以降も変わることなく維持されているのである。

このように、ヴェネツィアのゲッターはイタリア諸国におけるユダヤ人政策の「ダブル・スタンダード」を体現する強制性と特権性という両義性を帯びた空間であり、そこでは日常生活に対する法的、社会的な制約や経済的負担と、ユダヤ人共同体とヴェネツィア政府との交渉を通じた規制の緩和や信仰の黙認といった制限付きの寛容や「自由」という、相反する二つの要素が同居していた。こうした点は、ドイツ人商館やトルコ人商館のような他のマイノリティ集団に与えられた「商館」にも看取することができるが、そのような両義性や二面性は必ずしも語源によって規定されるわけではなく、また過度に単純化して捉えるべきではないだろう。むしろ、近世ヴェネツィアの「ゲッター」が帯びる多面的な性質を明らかにし、他の集団との相違点や共通点について検討することによって、固有の特権や義務が付与され、個別的な法的、経済的、社会的な位置が与えられた諸集団間の多様で非対称的な「共存」や「共生」のかたちへの理解が、さらに深化するのではないだろうか。

---

67 本稿「はじめに」および註14、註16を参照。